

議案参考資料

[令和元年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係]

建築指導課 開発指導係

議案名

議案第73号 桐生市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例案

趣旨・目的

自然環境、景観等と調和のとれた再生可能エネルギー発電設備の設置について必要な事項を定めることにより、美しい自然環境及び魅力ある景観の維持を図り、もって住民の生活環境の保全に寄与するため、条例を制定しようとするものです。

概要

- 1 再生可能エネルギー発電設備と自然環境、景観との調和が特に必要な地区(特別保全地区)を指定します。
- 2 特別保全地区において再生可能エネルギー発電設備設置するには、事前に市長から事業の許可を受けることとします。ただし、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物の屋根又は屋上で行う事業については、対象外とします。
- 3 発電設備の設置に関する重要事項を審議するため「再生可能エネルギー発電設備設置審議会」を設置し、特別職の非常勤職員の報酬費用弁償に関する条例の別表に同審議会委員を加えます。

(施行期日：令和2年4月1日)

背景・経過

東日本大震災以降、太陽光や風力、バイオマス発電などの様々な再生可能エネルギー発電方法が新たな電源となる一方、自然環境等との調和が必要なケースが見られるようになったため、再生可能エネルギー発電設備の設置に一定の基準を設け、自然環境等を守るため許可制とするものです。

参考資料

＜事業完了までの標準的なフロー＞

